

『かつらぎ町プレミアム付飲食・宿泊応援チケット事業』参加事業者募集要項

事業の趣旨

町内の飲食店及び宿泊施設が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から営業を自粛し、また利用客の減少によって苦しい経営状況が継続している状況に対し、簡素な仕組みで迅速かつ効果的な販売促進に繋がり、飲食消費や宿泊者数の回復を支援する目的としてプレミアム付飲食・宿泊応援チケット発行事業を実施します。

1. 応援チケットの概要について

名称	かつらぎ町プレミアム付飲食・宿泊応援チケット
内容	額面 1冊 5,000円 お客様への販売価格 1冊 2,500円 (500円券 10枚綴り) ※応援チケットを販売した事業者のみでの使用とします。
応援チケットの配布とプレミアム助成額	<p>① 直前事業年度における飲食及び宿泊事業にかかる年間売上高の 2%相当額(1,000円未満切り捨て)をプレミアム分として助成します。ただし、昨年度の売上実績が 1円以上 500万円以下の場合、または昨年中に開業した方は 10万円とし、売上高が 3,000万円以上の場合は 60万円を上限とします。</p> <p>② ①のプレミアム分を 2倍した応援チケットを事業者に支給します。ただし、昨年度の売上実績が 1円以上 500万円以下の場合、または昨年中に開業した方は 20万円分を、売上高が 3,000万円以上の場合は 120万円分を上限とします。</p> <p>③ 助成金は参加手続き完了後（事業者への応援チケットの受け渡し完了後）2週間以内に振込みにて支給します。</p> <p>例1 昨年売上 730万円の場合 (助成金) $730 \text{万円} \times 2\% = 14.6 \text{万円}$ → 14万円を助成 (チケット) $14 \text{万円} \times 2 = 28 \text{万円}$ → 28万円分を支給</p> <p>例2 昨年売上 4,000万円の場合 (助成金) $4,000 \text{万円} \times 2\% = 80 \text{万円}$ → 60万円を助成 (チケット) $60 \text{万円} \times 2 = 120 \text{万円}$ → 120万円分を支給</p> <p>例3 昨年売上 300万円の場合 (助成金) $300 \text{万円} \times 2\% = 6 \text{万円}$ → 10万円を助成 (チケット) $10 \text{万円} \times 2 = 20 \text{万円}$ → 20万円分を支給</p> <p>※販売実績にかかわらず、助成金の返還は求めません。</p>
利用時の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応援チケットの利用に際して、つり銭は支払わないものとします。 ・ 応援チケットは販売した事業者名の明記の無いものは利用できません。 ・ 応援チケット購入後の返品、応援チケットと現金との引き換えはできません。
販売・利用期間	令和 2 年 8 月 24 日 (月) から令和 3 年 1 月 31 日 (日) まで

2. 参加事業者の登録要件について

町内で飲食店舗及び宿泊施設を経営する事業者が対象です。

飲食業者	<p>○食品衛生法（昭和 22 年 12 月 24 日法律第 233 号）第 52 条第 1 項の規定により保健所から「飲食店営業」または「喫茶店営業」の許可を受けていること。</p> <p>○年間を通じて、店舗内に常設の飲食スペースを有して営業を行っている飲食業者等。ただし、イートイン（店舗内で買った食料品をその店内で食べること）のスペースを設けているスーパー及びコンビニエンスストア等は除きます。</p> <p>○テイクアウト又はデリバリーの営業を行っている飲食業者等</p>
宿泊事業者	<p>○旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項に規定される事業者で第 3 条第 1 項に規定する許可を保健所から受けているかつらぎ町内の施設を運営する事業者とします。</p>
共通	<p>○町内に店舗を有する中小企業者及び小規模企業者（個人事業主及びフランチャイズ契約者を含む）であること。ただし、町外に本店がありチェーン展開する直営店は除きます。</p> <p>○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 5 号に規定する暴力団の構成員及び構成員との関わりがないこと。</p> <p>○風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていないものであること。</p> <p>○特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っていないものであること。</p>

3. 申込について

○申込をされる方は、この「募集要項」を確認のうえ、以下のすべての書類を町に提出してください。

- かつらぎ町プレミアム付飲食・宿泊応援チケット事業参加申込書
- 暴力団関係者でない旨の誓約書
- 個人事業主の場合、前年（令和元年分）所得税の確定申告書と確定申告に添付する青色申告決算書あるいは白色申告収支内訳書等、または住民税の申告書と事業収支内訳書
- 法人の場合、前事業年度の確定申告書と法人事業概況説明書
- 市町村税に未納がないことがわかる書類
- 営業許可証（保健所発行）のコピー

○申込期間

令和2年8月3日(月)～ 令和2年8月28日(金)

※応募状況により、予告なく募集を締め切らせていただく場合があります。

※8月14日(金)までに申し込まれた場合は、9月号の町広報誌に全戸配布される参加事業者一覧チラシに掲載を予定しています。

※8月17日(月)以降に申し込まれた場合は、9月中旬に新聞折込チラシの掲載を予定していますが、掲載しない可能性もありますので、ご承知おきください。

○応援チケットの引換について

交付決定通知書が届いた事業者の方については、8月20日(木)から随時引換が可能です。

4. 応援チケットの配布方法等について

○配布方法

- ・事業者からの申込受付完了後、町より「決定通知書」と「かつらぎ町プレミアム付飲食・宿泊応援チケット発行申請書兼概算払い請求書」を郵送します。
- ・「かつらぎ町プレミアム付飲食・宿泊応援チケット発行申請書兼概算払請求書」ご記入の上、決定通知書に記載された日時・場所にご持参いただき、応援チケットとポスター、並びに実績報告書類（「販売実績報告書」「販売・使用明細書」「アンケート」）をお受け取りいただきます。

○実績報告書類の提出

- ・応援チケット販売期間終了後、令和3年2月5日までに提出してください。
- ・応援チケットが完売した際は、速やかに提出してください。

【提出先】 〒649-7174 かつらぎ町佐野 1395-1

日の丸観光バス株式会社 TEL 0736-22-6366

※この事業は町から日の丸観光バス株式会社に業務委託を行っております。

5. 参加事業者の周知について

参加事業者には、広報物（ポスター）をお渡しいたします。店頭等に掲示していただき、『かつらぎ町プレミアム付飲食・宿泊応援チケット事業』の参加事業者であることをPRしていただきます。

利用者への応援チケット事業及び参加事業者の周知については、次の手段を予定しています。

- 町広報等による周知
参加事業者一覧（令和2年8月20日申請受付分までの事業者）を9月広報配布に併せて全世帯へ配布します。
- 小冊子の作成
小冊子を作成し町内外へ周知します。ただし小冊子への掲載は希望者のみとします。
- 町ホームページへの掲載
町ホームページに参加事業者一覧を掲載し、町内外へ周知します。

6. 応援チケットの販売方法等について

当該応援チケットは、以下の点に留意し、各事業者（店舗等）にて販売してください。

○事前準備

- ・応援チケットは販売前に必ず店舗名を記入（ゴム印可）して下さい。

○販売方法

- ・額面 5,000 円（1 冊/500 円×10 枚綴り）の応援チケットを 2,500 円で販売してください。
- ・お客様へ応援チケットを販売するときには、購入した事業者でしか利用できないことを必ず伝えてください。
- ・多くのお客様にご利用いただけるよう、お客様一人あたりの購入限度を 2 冊までとしてください。
- ・応援チケットの販売枚数、使用枚数は月毎に別添「販売・使用明細書」にて管理を行ってください。明細書は実績報告時に提出していただきますので、必ず作成し管理をお願いします。
- ・販売実績に関わらず、助成金の返還は求めません。
- ・販売報告書類の提出までに、業務委託事業者が適宜訪問し事業効果等の調査を行います。

○配布チケット完売時

- ・配布した応援チケットの販売が終了した際、日の丸観光バス株式会社へ速やかに報告し、実績報告書類（「販売実績報告書」「販売・使用明細書」「アンケート」）を提出してください。

○感染症拡大防止対策の実施について

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止（三密回避等）に関する取組みを必ず実施してください。
 - 1 店内はこまめに換気を行うこと
 - 2 出入り口には消毒液等を設置すること
 - 3 お客様の退店・チェックアウトの度に、こまめな清掃、除菌等を行うこと
 - 4 客間の座席間隔は一席分以上あけること。

○注意事項

- ・利用者が応援チケットを利用する際、提示されたチケットが自店で使用可能であるか必ず確認してください。
- ・販売および利用にあたってのトラブル等について、かつらぎ町・日の丸観光バス株式会社は一切関与いたしません。

7. お問い合わせ先

〒649-7174

かつらぎ町佐野 1395-1

日の丸観光バス株式会社

（かつらぎ町応援チケット係）

TEL:0736-22-6366 FAX:0736-22-6483

（平日 9：00～18：00、土日祝日を除く）

〒649-7192

かつらぎ町丁ノ町 2160

かつらぎ町役場

新型コロナウイルス感染症対策総合窓口

TEL:0736-22-0300(代表)

（平日 8：30～17：15、土日祝日を除く）